

2021年3月 認知症条例比較研究会中間報告書「住民主体の認知症政策を実現する認知症条例へ向けて」

政策提言「これからの認知症条例の方向性」

日本医療政策機構 認知症政策プロジェクトチーム・認知症未来共創ハブ

日本医療政策機構と認知症未来共創ハブは、2020年10月より「認知症条例比較研究会」を開催してまいりました。今回は中間報告書にて、2020年10月1日時点で制定されていた11自治体（1県・10市区町）の認知症条例を比較し、今後の条例に対する政策提言を取りまとめました。報告書本文は、日本医療政策機構および認知症未来共創ハブのwebサイトにて公開しております。本研究会では、引き続き地方自治体の認知症政策の活性化に向け、取り組みを続けてまいります。



日本医療政策機構 web サイト

地方自治体・地方議会へ

1 全体を貫く理念や定義

- 条例の理念や制定目的について制定プロセスを通じて合意形成し、明確にすべき
- 認知症予防については、最新のエビデンスに基づいた正確な記述をすべき
- 条例において定義すべき用語とその定義は、制定プロセスを通じて議論し決定すべき

3 条例本体

- 認知症のご本人の尊厳や権利の保障、社会参加等に言及すべき
- 家族やケアラーの尊厳や権利の保障、支援に言及すべき
- 民間事業者の役割に、認知症の人の雇用および介護者への配慮を位置づけるべき
- 地域住民によるインフォーマル活動の推進と行政によるサポートに言及すべき
- 「財政上の措置を講ずる」ことに言及すべき
- 具体的な施策もしくは行政計画の策定に言及すべき
- 認知症施策の推進・評価の場の設置に言及すべき

2 条例制定前・制定後プロセス

- 検討委員会等を設置し、下記の該当者を参加させるべき
 - ・当該自治体に暮らす認知症のご本人
 - ・当該自治体に暮らす（もしくは活動する）ご家族・ケアラー
 - ・当該自治体で事業を展開する複数種類の民間事業者代表者
 - ・住民・地域組織の代表者
 - ・医療介護福祉関係者の代表者
- 検討委員会等以外にもワークショップやパブリックコメント等で住民の声を広く集め、その声をどう受け止めたか結果を開示すべき
- 検討委員会等の名簿や議事録、資料をwebサイト等アクセスしやすい形で開示すべき
- 条例制定後は当該自治体の認知症施策に関する情報と共に住民が理解しやすい形でwebサイトや広報誌等に掲載し、周知すべき

住民へ

- 公開情報を基に条例案について考え、意見表明の場への積極的な参加を

民間事業者へ

- 認知症の人やご家族・ケアラーとの関わりを通じた気づきの積極的な発信を

国へ

- 地方自治体の取り組みについて好事例の収集と情報共有による支援を行うべき
- 最新の研究に基づくエビデンスの提供を積極的に行うべき

- 本中間報告書における認知症条例の比較項目 -

本研究会では議論の結果、条例比較にあたり「1. 条例制定プロセス」「2. 認知症のご本人の参画」「3. マルチステークホルダーの連携」の3点を重視すべきとしました。これらをベースとして下記の通り、具体的な比較項目を設定しました。詳細は報告書本文をご覧ください。

全体を貫く理念や定義		理念が記載されているか	
		「予防」に関する記述への配慮があるか	
条例制定プロセスに関する項目	制定前プロセス	認知症の本人	1 検討委員会等に参加している 2 ヒアリングの対象となっている
		家族・ケアラー	3 検討委員会に参加している 4 ヒアリングの対象となっている
		民間事業者	5 代表者が検討委員会等に参加している 6 複数種類の事業者が参加している
		住民・地域組織	7 代表者が検討委員会等に参加している
		医療福祉介護関係者	8 代表者が検討委員会等に参加している
		行政	9 所管部署はどこか？ 10 パブリックコメントを実施している 11 検討委員会等を設置している 12 議事録を公開している
	制定後プロセス	認知症の本人	13 推進委員会等に参加している
		家族・ケアラー	14 推進委員会等に参加している
		民間事業者	15 代表者が推進委員会等に参加している
		住民・地域組織	16 代表者が推進委員会等に参加している
		医療福祉介護関係者	17 代表者が推進委員会等に参加している
		行政	18 自治体 web サイト内にアクセスしやすいページを設けている 19 逐条解説や委員会の資料が公表されている
条例本体に関する比較項目	認知症の本人	20 前文、目的、理念の項目に本人の権利または尊厳への言及がある	
		21 前文、目的、理念の項目に認知症の本人の社会参加や役割への言及がある	
	家族・ケアラー	22 家族やケアラーに対する権利または尊厳が記載されている	
		23 家族やケアラーに対する支援やサポートに関する言及がある	
	民間事業者	24 民間事業者の役割への言及がある	
		25 認知症の人の雇用に関する言及がある	
		26 介護者への配慮に関する言及がある	
	住民・地域組織	27 住民・地域組織の役割への言及がある	
		28 地域の支えあいに関する言及がある	
		29 インフォーマル活動（認知症カフェなど）に関する言及がある	
		30 認知症サポーター等の役割・期待に言及がある	
	医療福祉介護関係者	31 医療福祉介護関係者の役割が記載されている	
32 人材確保・人材育成に関する言及がある			
33 研究開発への言及がある			
行政	34 個別制度に関する言及がある		
	35 財政上の措置に関する言及がある		
	36 行動計画の策定に関する言及がある		
	37 推進・評価の場に関する言及がある		
	38 教育行政に関する言及がある		
	39 認知症サポーター等の養成に関する言及がある		